

4月1日から、ごみの分別などが変わります（神栖地域）

ごみを出す前に、ごみの分別ガイドブックをご確認ください

お手元に無い場合、廃棄物対策課（本庁）のほか、コミュニティセンターや公民館などの一部公共施設で配布しておりますので、お手数ですが、窓口までお越しください。また、市ホームページにも掲載されています。

分別が可燃ごみに変更となるもの

○ゴム・皮革類（バッグ、ランドセル、くつ、ボール、ゴム手袋、長ぐつ、スリッパ、雨カッパなど）

○木材（長さ50cm以下、太さ20cm以下のもの）
※太さの制限が、10cm以下→20cm以下に変わります。

○竹、竹製品（長さ50cm以下にして縦に割ったもの）

○ビニール類
○スポンジ類

○縄やロープなどひも状のもの
○保冷剤などジェル状のもの

○資源とならない繊維類（汚れた衣類、マット類、座布団類、ぬいぐるみ、わたの入ったもの）

○その他（アルミホイル、貝殻、ビデオテープ、CD、乾燥剤、芳香剤、使い捨てカイロ、ホース、花火（濡らして出す）など）

可燃ごみを出す際の大きさの制限

大きめや長めの可燃ごみを出す際は、切ったり束ねたりして、長さ50cm以下、太さまたは厚さを20cm以下にして出してください。（木材、竹、ロープ、ホースなど）

大きさの制限を超えると、処理施設の投入口に詰まったり、燃え残ったりして、**最悪の場合、施設を止めること**になります。



神栖地域用(桃色・ピンク)



プラスチック類の分別変更

分別	現在の分別 (3月31日まで)	新しい分別 (4月1日から)
可燃ごみ	やわらかいプラスチック (レトルトパック類、菓子や冷凍食品の袋など)	汚れの取れないプラスチック類 (レトルトパック類、油の容器、わさびや歯みがき粉のチューブなど) ※水ですすぐなどして汚れが落ちれば資源です。ご協力をお願いします。
不燃ごみ	かたいプラスチック (ソース・油などの容器、バケツ、洗面器など)	「プラマーク」のないプラスチック類 (ポリバケツ、洗面器、まな板など)
資源 (プラスチック類)	ペットボトル、「プラマーク」のあるトレイ・プラスチック ※水ですすぐなど、きれいにして出してください。	「プラマーク」のあるプラスチック類 ※水ですすぐなど、きれいにして出してください。

資源（プラスチック類）の出し方

1. キャップ・ラベルを取る（ペットボトルなどの場合）
2. 水ですすぐ
3. 不燃ごみの指定袋へ全部一緒に入れる

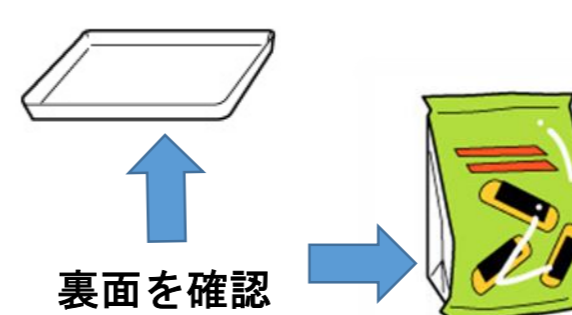
※ペットボトルのキャップ・本体・ラベル、プラマークのある容器（トレイ・卵のパックなど）は、全部一緒に入れます。

◎プラマークが付いている容器は、汚れが落ちていれば、資源（プラスチック類）として出せます。



捨てる前に確認！「プラマーク」は、こんなところにも付いています

トレイやパッケージの裏面に記載



容器の一部にまとめて記載



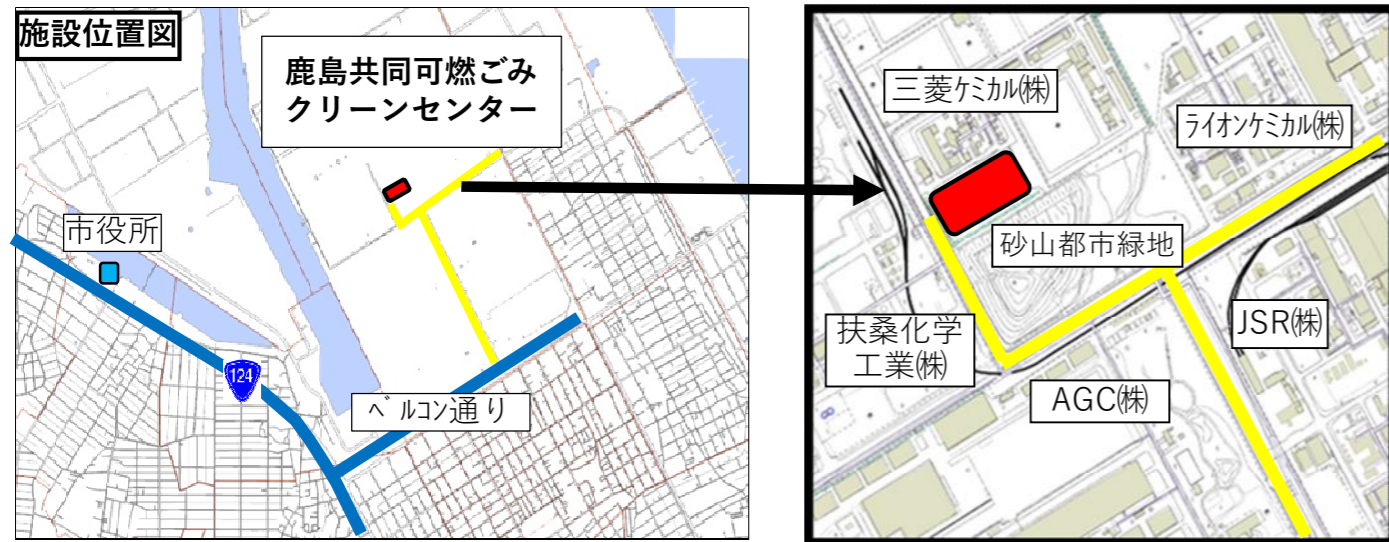
ペットボトルや「プラマーク」のあるプラスチック類は、汚れを落とし、「資源（プラスチック類）」で出して、ごみの量を減らしましょう

可燃ごみの自己搬入先の変更

神栖地域は、4月1日から可燃ごみの自己搬入先が、新しい可燃ごみ処理施設(鹿島共同可燃ごみクリーンセンター)となります。

受付時間は**午前9時から**ですので、ご注意ください。

施設名	受付時間	受付曜日
鹿島共同可燃ごみクリーンセンター TEL : 0299-97-1501 (神栖市東和田21-11)	午前9時 ～ 午後4時	月曜日から土曜日 (ただし、12/31～1/3を除く) 年末年始のお休みについては、広報紙などでお知らせしますので、ご確認ください。



ごみの分別カレンダー

令和6年4月～令和7年3月のごみの分別カレンダーができました。廃棄物対策課(本庁)及び市民生活課(総合支所)で配布しています。次のリンク先からも印刷可能です。

■ごみ・資源の収集日(神栖地域)

神栖ごみ分別アプリでも分別カレンダーを利用できます。スマートフォンをお持ちの方は、下のQRコードを読み取るか市ホームページからダウンロード可能です。



カレンダー見本(1年分をA3サイズ1枚に集約)

4月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	可燃ごみ
		7	8	9	10	11	12
	14	15	16	17	18	19	20

ごみや資源を出す日がカレンダーに記入されています

有害ごみ・危険ごみの出し方

1月26日、不燃ごみを収集していたごみ収集車で火災が発生しました(原因は調査中) 車両火災の原因の多くは、ごみの分別誤りによるものですので、改めてご確認をお願いします。なお、有害ごみ・危険ごみは、**別々の袋**で出してください。

分別・品目	出し方	使用する袋
有害ごみ ●電池(乾電池※ 小型充電式電池※ ボタン電池) ●水銀を使っている 電球・体温計・ 温度計 ●蛍光灯・蛍光管 (LED含む)	●電池はテープで絶縁する。 (絶縁しないと、発熱・発火を起こす恐れあり) ●電球などは、割れないよう購入時の箱などに入れる。 (割れると、ガラスが飛び散ったり水銀が漏れて危険) ●中の見える袋に入れ、「有害」「名前」を書く。	中の見える袋(透明・半透明のビニール袋など)
危険ごみ ●刃物 ●割れたガラス・ 陶磁器 ●針、釘 ●ライター、 スプレー缶	●刃物や割れたガラスなどは包装する。 ●針やカミソリの刃などは容器に入れる。 ●ライターやスプレー缶などは中身を使い切り、スプレー缶は穴を開ける。 (中身のガスが残っていると、引火して爆発し、火災を引き起こす可能性あり) ●中の見える袋に入れ、「危険」「名前」を書く。	

※「乾電池」「小型充電式電池」は、集積所に出すほかに、公共施設などに設置してある回収ボックスに出すこともできます(回収ボックスの設置場所はガイドブックをご確認ください)

ごみ袋には名前を書きましょう

収集されず残されたごみの自己処理責任や不法投棄防止など、集積所の適正管理や分別徹底の促進に有効ですので、ごみを出す際は名前を書きましょう。

なお、**有害ごみ・危険ごみは、中の見える袋であれば、市の指定ごみ袋を使用しなくても構いませんが、名前を書く欄が無い**ため、空いているスペースに名前の記入をお願いします。

